

# Studio Red 会員会則

## 第1条(目的)

Studio Red(以下「本スタジオ」といいます。)は、入会されたメンバーが本スタジオ内施設を利用して心身の健康の維持・増進を図るとともにメンバー相互の親睦を密にし、品位あるスタジオライフをエンジョイすることを目的とします。

## 第2条(運営)

本スタジオの運営・管理(会員資格の得喪変更、会費・諸経費の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続き含む)は、株式会社 Red Bearが行います。

## 第3条(会員制度)

1. 本スタジオは、会員制とします。
2. 本スタジオに入会しようとする者は、本会則を承認し本会則に基づく諸契約を本スタジオと締結しなければなりません。
3. 会員の本スタジオの利用範囲、条件及び特典については別に定めます。
4. 会員は、本スタジオを利用するときは、常に会員証を提示しなければなりません。

## 第4条(入会資格)

本スタジオの入会資格は以下の通りとします。

1. 本スタジオに入会できる方は、別に定める会員種別の各要件を満たし、本スタジオの趣旨に賛同し本会則を承諾した方とします。(以下「メンバー」といいます。)
2. 刺青、外ウー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、メンバーの円滑なスタジオライフに支障を来す可能性がある方、その他本スタジオが不適当と認める方は、入会資格がありません。  
また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会して頂きます。

## 第5条(入会手続)

本スタジオに入会する方は所定の入会手続きを行い、本スタジオの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求められることがあります。

## 第6条(入会金・事務手数料・会費・手数料等)

1. 会員区分に従う入会金・事務手数料・会費・手数料等(以下「会費等」といいます。)は別に定めます。
2. 会費は別に定める会費等支払期日までに、それぞれの会費等を支払わなければなりません。
3. 一旦納入した会費等は、本会則または法令に定めがある場合を除いて、これを返納いたしません。

## 第7条(ビジターの利用)

1. 本スタジオはメンバーの同伴によりメンバー以外の者(以下ビジターといいます。)、本スタジオの入会を検討している者、その他本スタジオが利用を認めた者に、本スタジオ諸施設を利用させることができる。  
ビジターは、本スタジオの施設を利用するにあたり本会則第条に準ずるものとします。
2. ビジターは、別に定める施設利用料を支払うものとします。

## 第8条(諸規則の遵守)

1. メンバーは本スタジオ諸施設利用にあたり、本会則、入会案内、その他館内諸規則を遵守しなければなりません。
2. メンバーは、本スタジオの施設内及び周辺において、次の各号に該当する行為をしてはなりません。
  - ① 酒気を帯びての入館
  - ② 他のメンバーの諸施設利用を妨げる行為
  - ③ 施設スタッフの指示に反する行為
  - ④ 他のメンバーを含む第三者(以下「他の方」といいます。)や施設スタッフ、本スタジオ、会社を誹謗・中傷する行為
  - ⑤ 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束したりする等の暴力行為
  - ⑥ 大声、奇声を発したり、他の方や施設スタッフの行く手を塞いだり、唾を吐いたりする等の威嚇

行為や迷惑行為

- ⑦ 物を投げたり、壊したり、叩いたりするなど、他の方や施設スタッフが恐怖・畏怖・困惑を感じる危険行為や迷惑行為
  - ⑧ 本スタジオの諸施設・器具・備品の損壊や持ち出し
  - ⑨ 他の方や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかけたりするなどの行為
  - ⑩ 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束・束縛する等の迷惑行為
  - ⑪ 痴漢、のぞき、露出等の違法行為や迷惑行為
  - ⑫ 刃物など危険物の施設内への持ち込み
  - ⑬ 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動
  - ⑭ 高額な金銭、貴重品の施設内への持ち込み
  - ⑮ 本スタジオの秩序を乱す行為
  - ⑯ その他、法令または公序良俗に反する行為、本スタジオがメンバーとしてふさわしくないと認める行為
  - ⑰ 本スタジオの秩序を乱す行為
3. メンバーが前各項のいずれかに違反した場合、本スタジオはそのメンバーを退館させることができます。
4. ビジターは、第7条により本スタジオ諸施設を利用する際、前各項に基づき負担する義務と同一の義務を負うものとします。

## 第9条(損害賠償責任免責)

1. メンバーの責に帰する事由によりメンバーが受けた損害に対して、本スタジオはその損害賠償の責を負いません。
2. 本スタジオ内で発生した盗難、傷害その他事故については、それが本スタジオの責に帰すべき事由による場合を除き、本スタジオは責任を負わないものとします。
3. メンバー間に生じたトラブルについては当事者間にて解消するものとし、本スタジオの責に帰すべき事由による場合を除き、本スタジオは責任を負わないものとします。

## 第10条(会員資格喪失)

1. 本スタジオは、メンバーが次の次号のいずれかに該当する場合、そのメンバーに対して本スタジオの施設の利用を制限または禁止し、あるいは直ちに契約を解消することができます。ただしメンバーは本スタジオから施設の利用を制限または禁止された場合であっても、第6条に定める諸費用を支払います。
  - ① 第4条に定める入会資格を充足しないことが判明したとき
  - ② 本会則その他本スタジオの定める諸規則に違反したとき
  - ③ 本スタジオの名誉を傷つけ、秩序を乱し、または本スタジオのメンバーとしてふさわしくない行為をした場合
  - ④ 会費等の諸費用の支払いを3ヶ月以上滞納したとき  
(会員資格喪失の場合でも、以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
  - ⑤ 本スタジオに対し虚偽の申告・届出等をしたことが判明した場合
  - ⑥ 医師から運動を禁じられていることが判明したとき
  - ⑦ 法令に違反したとき
  - ⑧ その他、本スタジオがメンバーとしてふさわしくないと認めたとき
2. 前項に基づき本スタジオが本会則に基づく契約を解消したことによってメンバーに損害が生じた場合であっても、本スタジオはその損害を賠償する責を負わないものとします。

## 第11条(施設の休業および閉鎖)

1. 本スタジオは、休業日を設定することができます。
2. 本スタジオは、次の次号のいずれかにより、営業が困難または営業すべきでない判断するときは、本スタジオを臨時休業または閉鎖することができます。
  - ① 天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力等があったとき、またはその恐れがあるとき
  - ② 施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要するとき
  - ③ 社会情勢の著しい変化があったとき、またはその恐れがあるとき
  - ④ その他、本スタジオが営業することが困難または営業すべきでない事情が生じたとき、またはその恐れがあるとき
3. 第2項の場合、法令の定めまたは本スタジオが認める場合を除き、メンバーが負担する会費等の支払い義務が軽減され、または免除されることはありません。
4. 本スタジオは、臨時休業および閉鎖が予定されている場合は、事情の許す限り、原則として一ヶ月前までにメンバーに対しその旨を告知または通知します。

## 第12条(利用の禁止)

1. 次の各号に該当する者の施設利用はこれを禁止する。
  - ① 暴力団関係者、その他反社会的勢力構成員
  - ② 刺青のある者(タトゥーシールを含む)
  - ③ 伝染病、その他、他の方や施設スタッフに伝染または感染する恐れのある疾病を有する者
  - ④ 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病
  - ⑤ 判断能力・身体能力の欠如・不十分・疾病などにより施設を一人で利用できないと本スタジオが判断した者
  - ⑥ 医師から運動を禁じられていることが判明したとき
  - ⑦ 本スタジオがメンバーとしてふさわしくないと判断した者
  - ⑧ 前各号の他、正常な施設利用ができないと本スタジオが判断した者
2. メンバーは、前項各号に該当し、または該当する可能性が生じた場合、直ちに届け出るものとする。
3. 前項の届出を怠ったため、メンバーが事故を起こし、あるいは損害をこうむった場合には、本スタジオはその責を負いません。

## 第13条(休会)

本スタジオにおいては、休会制度があります。本スタジオが別途定める「入会案内」に従って管理します。

## 第14条(退会)

メンバーは、自己都合により退会するときは、本スタジオが定めた期日までに、本スタジオ所定の書面により手続きを完了することにより、当月の末日(以下「退会日」といいます。)をもって退会できるものとします。なお、メンバーは本スタジオに対し退会日までの会費等を支払う義務を負います。

## 第15条(変更事項の届出)

メンバーは入会申し込み記載事項に変更があった場合には、速やかに本スタジオに届出るものとします。

## 第16条(個人情報保護)

本スタジオは、保有するメンバーの個人情報を、別途定める「個人情報保護方針」に従って管理します。

## 第17条(諸会費の変更)

本スタジオは、第6条に基づいてメンバーが負担するべき会費等を、変更することができます。但し、会費については2ヵ月前までに告知するものとします。

## 第18条(会則の改正)

原則として本スタジオは、1ヶ月前までにメンバーに告知または通知することにより、本会則を改正することができます。改正した本会則等の効力は、全メンバーに及ぶものとします。